特会剰余金で国債償還

毎年1・6兆円の一般財源に

基軸 消費税増税と社会保障財源 ④
東京大学名誉教授　醍醐聰

収支均衡の予算が編成されているとすると、特別会計の決算剰余金は次のように計算される（**後掲図参照**）。

歳入決算額－歳出決算額＝決算剰余金

歳出決算額＝歳出予算額－歳出の翌年度繰越額－不用額

つまり、決算剰余金は、A歳入の上ブレ（歳入決算額▽歳入予算額）と、B歳出の下ブレ（歳出決算額△歳出予算額）に分解できる。このうち、Bはさらに、歳出の執行が翌年度に持ち越されたために生じる部分（B－①）と、歳出予算の使い残しを意味する不用額（B－②）に分かれる。

過去6年間で見ると、特別会計全体で毎年度、29～51兆円もの決算剰余金が計上されているが、このうち、B－①にあたる部分は12～16兆円となっている。次年度になされる国債の借り換えの原資を前もって確保するために発行される借換債の発行収入等がこれにあたる。B－①に相当する剰余金は次年度に執行される歳出の財源として翌年度の歳入に繰り越される必要があり、自由に活用できる財源とはいえない。

他方、B－②に相当する剰余金は11～21兆円となっている。ただ、一口に不用額といっても、この中には将来の基礎年金、厚生年金等の財源として積み立てておくべき年金特別会計の剰余金、あるいは給付を政策的に抑制したために生じた労働保険特別会計の不用額等がある。そこで、B－②からこれらを除いた活用可能な剰余金を概算すると7～16兆円となる。このほか、国債整理基金特別会計では、予算編成の段階で7～8兆円の剰余金（＝歳入予算額▽歳出予算額）が確保されている。

図　特別会計の決算剰余金発生の要因分析図

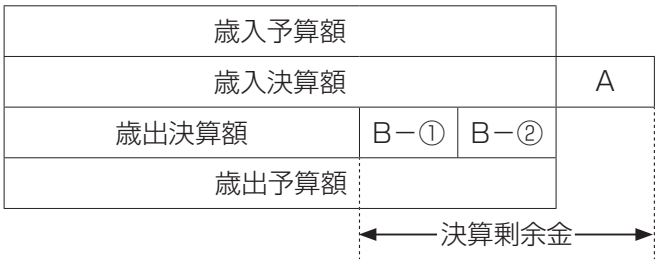

さらに、2010年度末現在で特別会計には総額で182兆円の積立金がある。このうち、年金給付の財源として留保しておかなければならない128兆円を控除すると54兆円が残る。そこで、かりに、この54兆円のうちの30兆円と、上記のB－②で概算した活用可能な決算剰余金のうちの20兆円を合わせた50兆円を国債の繰上償還に充てると、以後の年度の国債償還費は1・6兆円少なくなり、それに見合う一般財源を捻出できることになる。

（つづく）